

第 3 0 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 8 年 1 月 1 5 日 開 会

令和 8 年 1 月 1 5 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和8年1月15日（木）午前9時28分 米沢市農業委員会第30回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1番	小関善隆	委員	7番	鈴木和義	委員	14番	佐藤利夫	委員
2番	我彦正福	委員	8番	樋渡由美	委員	15番	長谷部吉雄	委員
3番	山王堂民榮	委員	9番	高山吉典	委員	16番	相田市三郎	委員
4番	佐藤政和	委員	10番	遠藤伊一	委員	17番	伊藤俊浩	委員
5番	宮崎雅文	委員	11番	小関敏弘	委員	18番	鈴木晃子	委員
6番	木村彰博	委員	12番	橋本政美	委員	19番	桐澤林右衛門	委員

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（1名）

13番 古畑功一 委員

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主	任	伊藤文昭
主	事	遠藤由希

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局	長	相田悦志
農政振興	主査	高世琢
主	査	丸田淳
主	査	瀧口圭史
主	査	片山紀子
主	任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第5号 | 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の見直しに係る意見聴取について |
| 議第6号 | 標準農作業賃金等の策定について |
| 議第7号 | 農地賃借料情報について |

2. その他

開 会 午前9時28分

相田局長 これより第30回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を12番 橋本政美委員のご発声にて
よろしく願いいたします。

(唱和)

相田局長 ありがとうございます。
それでは、小関会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

先週の農事相談そして研修会、大変ご苦労さまでした。報道によると、衆議院を解散するようです。国会の冒頭解散ということではありますが、補正予算を審議する中で、それをしないで解散するということになりますので、1か月くらい遅れるのではないかという話も出ています。解散して、また新しく内閣ができるわけですが、農業については、去年3回も大臣が替わり、その都度方針が変わったということがありますので、ここでまた方針が変わると、本当に猫の目農政となるかと思えます。ぜひ、継続して、これから5年、10年先を見据えた農政にしていいただきたいものだと思ったところであります。

今年、国連の女性農業従事者年だそうではありますが、国連でも女性農業者というようなことで、そのように捉えて取り組んでいるところであります。女性農業者が参入しやすいような農業環境を作っていかなければならないなと思っているところであります。農業のいろいろな組織の中で、女性も参画しやすくなるのではないかなと思ったところであります。

本日は、昨日に引続き天気もよいということですので、ひとつよろしく願いたいと思えます。

相田局長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長にお務めいただくことになっておりますので、小関会長に後の議事進行をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の遅刻通告委員は、13番古畑功一委員の1名であります。よって、現在出席委員は18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第30回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、7番 鈴木和義委員、8番 樋渡由美委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事の運営について事務局から何かありませんか。

相田局長
議 長
相田局長
議 長

(挙手)
相田局長。
特に修正等はありませんので、よろしく願いいたします。
ないようですので、議事を進めます。
初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)
瀧口主査。
報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。
受理番号33号から38号の計6件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田7筆 2,369.00㎡、畑5筆 534.00㎡、合計12筆 2,903.00㎡です。
受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成5年頃から耕作していないものです。
受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から水路・河川への転用です。利用状況は、時期は不明ですが、かねてより水路として利用しているものです。
受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。利用状況は、平成5年頃から耕作していないものです。
受理番号36号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、昭和47年頃より建物敷地として利用しているものです。
受理番号37号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、平成10年頃から耕作していないものです。
受理番号38号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、昭和55年頃より耕作していないものです。
以上、よろしく願いします。
ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
なし。
ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

議 長
全 委 員
議 長

次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号32号から38号の計7件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ43筆 52, 498.03㎡です。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号34号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号35号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号36号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号62号から68号の計7件になります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田24筆 48, 119.00㎡、畑3筆 680.00㎡、合計27筆 48, 799.00㎡です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
それでは、受理番号62号から68号を上程いたします。
初めに、62号。

2番 (我彦正福委員 挙手)

議長 2番 我彦委員。

2番 2番 我彦です。受理番号62号について調査結果を報告します。申請地、土地の表示は議案書記載のとおりであります。借人の△△さんの家に12月24日に伺い、話を聞いたところ、貸人の○○○○さんと借人は同じ地区内ということで、今まで○○○○さんがソバを作っていたんですが、借人の△△さんが年齢的に時間に余裕ができたということで、田を60アールほど作っているんですが、今回10アールほど借りて、少し規模拡大をしたいということで意気込みもすごくありました。特に問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いたします。

以上です。

議長 続いて、63号。

7番 (鈴木和義委員 挙手)

議長 7番 鈴木委員。

- 7 番 7 番 鈴木です。受理番号63号について報告します。地番並びに貸人、借人とも議案書のとおりです。昨年まで相対による貸し借りでしたが、今回3条での許可申請ということで、今までどおり△△さんが継続して作付されていくということで、何も問題ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、64号。
6 番 (木村彰博委員 挙手)
議 長 6 番 木村委員。
6 番 6 番 木村です。受理番号64号について、調査結果を報告します。申請人、土地の表示等は議案書のとおりです。今回、申請人お二方にお話を聞きました。貸人の〇〇〇〇さんが高齢のため米作りをやめたいということで、同じ町内の△△△△さんにお願ひしたところ、引き受けていただいたということです。特に問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 続いて、65号。
1 9 番 (桐澤林右衛門委員 挙手)
議 長 1 9 番 桐澤委員。
1 9 番 1 9 番 桐澤です。受理番号65号の案件について報告します。申請人、土地の表示については記載のとおりです。貸人の〇〇さんが昨年まで相対で貸していましたが、合意解約となり、今回、△△△△さんが借りることになりました。△△さんは水田管理を徹底しており、問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、66号。
1 1 番 (小関敏弘委員 挙手)
議 長 1 1 番 小関委員。
1 1 番 1 1 番 小関です。受理番号66号の案件に関しまして、お二方に話を聞いております。所在地、面積等に関しましては議案書記載のとおりです。昨年春に前の契約が切れていたということをお忘れであったということで、再契約という案件であります。特に問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、67号。
1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)
議 長 1 0 番 遠藤委員。
1 0 番 1 0 番 遠藤です。調査結果を報告します。12月25日に電話で調査をいたしました。借人は△△△△ということで、前から相対でデントコーンを作付しておりましたが、3条の許可を得たいということで申請になった案件

であります。場所については、長手の経堂地区という地区があり、△△△△の裏側にある農地になります。あそこはブドウ畑等があるわけですが、△△△△は管理に若干問題があったところであります。今回、新たに3条ということで管理も徹底してやりたいということでしたので、問題はないかなと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

続ひて、68号。

10番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

10番 遠藤委員。

10番

10番 遠藤です。同じく受理番号68号を報告します。場所は〇〇〇〇の畜舎の西北側に面している農地であり、△△△△さんがお借りしているところですが、今回また6年間という契約で借りたいという案件でありますので、問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号62号から68号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号62号から68号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請については議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めため委員会に付議します。

受理番号23号から26号の計4件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田4筆 1,055.00㎡、畑5筆 1,830.00㎡、合計9筆 2,885.00㎡です。

受理番号23号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、雪捨て場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号24号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場、資材置場の拡張のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

受理番号25号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

受理番号26 渡人 ○○○○ 外2名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、蓄電所の建設のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号23号から26号を上程いたします。

23号。

1 2 番 (橋本政美委員 挙手)

議 長 12番 橋本委員。

1 2 番 12番 橋本です。受理番号23号について調査結果を報告します。所在並び申請人、受人とも議案書記載のとおりであります。12月30日に〇〇行政書士へ電話しまして、現地確認をしてきました。現地は山田鶏卵の西側にあり、休耕田となっており、現状のまま雪捨て場とするとのことで、何ら問題なく、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、受理番号24号。

3 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 3番 山王堂委員。

3 番 3番 山王堂です。議第2号の24号についての調査結果を報告します。所在、地番、地目、面積等は議案書記載のとおりです。詳細も議案書記載のとおりとなっております。このたび駐車場、資材置場を拡張するための申請です。令和7年に農振除外をした農地です。調査は、12月30日に、雪が降る前でしたね、現地を確認しました。1月7日には代理人の行政書士にも電話でお聞きしまして、事前着工もなく周りの農地への影響もないということで、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、受理番号25号。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5番 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。25号に関しまして、調査結果を報告します。場所は申請位置図のNo.25をご覧くださいまして、花沢にある米沢ドライビングスクールの北側の土地です。併用地に隣接する、今回申請のありました場所を駐車場として転用したいという内容の案件であります。渡人のお二方の土地になりまして、受人は△△△△になります。年明けの1月6日、現地調査をしてきてまして、事前着工もなく、また、内容のほうは担当行政書士の〇〇さん

に確認しまして、記載のとおりだということで問題ないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

議 長

続いて、26号。

19番

(桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長

19番 桐澤委員。

19番

19番 桐澤です。26号の案件について報告します。申請人、土地の表示等は記載のとおりです。1月5日に〇〇行政書士に電話をし、確認を取り、放牧地に蓄電所を建設するという事です。昨年12月30日に現地確認をし、事前着工もありませんでした。周りの農地への影響はないと思えます。許可相当と思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号23号から26号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号23号から26号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題いたします。

11番

(小関敏弘委員 挙手)

議 長

11番 小関委員。

11番

11番 小関です。私に関する案件がありますので、一時退席いたします。(小関敏弘委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号12号を上程いたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号12号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 12,661.00㎡、合計も同様です。

受理番号12号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号12号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）についての受理番号12号は、議案書のとおり決定をいたしました。

（小関敏弘委員 入室）

議長 それでは、先の1件を除く受理番号1号から38号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 （挙手）

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号12号を除く1号から38号の計37件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ209筆 300,651.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につ

つきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の1件を除く受理番号1号から38号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、先の1件を除く受理番号1号から38号は議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 △△△△ ○○○○、被相続人 △△△△、相続年月日 平成22年1月26日。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号を上程いたします。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 桐澤委員。

19番 19番 桐澤です。

受理番号1号について調査結果を報告します。申請人につきましては議案書記載のとおりです。調査は、昨年12月21日、本人立会いの下、農地を確認してきました。これからも先人から引き継ぐ水田を荒らすことなく、しっかり守っていくということでした。春作業から秋の稲刈りまで見えますが、水田についても、あぜとか畔等についても徹底した管理をしています。私からの報告は以上です。よろしく願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議第5号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の見直しに係る意見聴取について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査

議第5号 地域計画の見直しに係る意見聴取について。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により下記の地域計画の見直しに係る意見を米沢市長から求められましたので、委員会に付議します。

なお、地域計画に係る資料につきましては、事前にご送付させていただき、内容をご確認いただいております。

また、議第5号 地域計画の見直しに係る意見聴取については、本日提出者であります米沢市より農業振興課職員が出席しておりますので、担当からご説明いたします。

伊藤主任

(挙手)

議 長

農業振興課伊藤主任。

伊藤主任

農業振興課の伊藤です。

議第5号 地域計画の策定に伴う意見聴取について、ご説明申し上げます。まず、前置きとしまして、地域計画についてですが、農業委員、推進委員の皆様を含め、多くの方からのご協力をいただき、令和7年3月に地域計画の策定が完了したところです。

地域計画は一度策定して終わりではなく、地域農業の現状や課題取組に合わせて定期的に見直しを行う必要があることから、昨年10月から11月に市内11地区で地域計画の見直しに係る地区座談会を開催しました。座談会では、地域農業に関する現状や課題についての洗い出しを行うとともに、現在の農地利用の状況や取組、要望について、各地区担い手の方を中心に確認いただきました。

農業委員、推進委員の皆様には、それぞれ担当地区の座談会に出席していただきまして、率先して話し合いに参加していただくとともに、地域計画及び目標地図の見直し案作成に向けて多大なるご協力をいただき、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

現在は、座談会を通じて作成した素案を基に、市で最終見直し案を取りまとめましたので、計画の策定に向けて手続を進めている最中ではありますが、地域計画を策定もしくは変更する場合には、先ほど事務局から説明がありましたとおり、国の法律である農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会を含めた関係各機関、JA、米沢平野土地改良区、山形農業支援センターへ意見聴取をしなければならないことになっておりますので、このたび意見聴取を依頼させていただいております。

今後のスケジュールとしましては、意見聴取後、3月上旬から2週間ほど地域計画案の公告・縦覧を農業振興課窓口にて行い、3月下旬には地域計画を策定及び公表という流れを予定しております。計画案の縦覧の実施等については、市の広報やホームページで周知する予定です。また、ホームページ

においては、これまでの地区座談会の協議結果を現在掲載しておりますが、計画策定後には、地区ごとの地域計画と目標地区を掲載することとなりますので、随時ご確認くださいようお願いいたします。

なお、次年度以降についても地域計画の定期的な見直しのため、毎年地区座談会を開催していく予定ですので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

私からは以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないようでありますので、議第5号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の見直しに係る意見聴取について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の見直しに係る意見聴取について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定をいたしました。

ここで農業振興課職員の退席のため、定例総会を暫時休憩いたします。

（休憩）

（農業振興課職員退室）

議 長

それでは、休憩前に引き続き定例総会を再開いたします。

（再開）

次に、議第6号 標準農作業賃金等の策定について、を議題といたします。

なお、本件については、先日のブロック協議会においてブロックごとに検討がなされておりますので、事務局からの議案の説明の後に第1ブロックから順に検討結果等について代表者から報告をいただき、その後、協議会を開催して協議を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、そのように進めます。

議第6号について、事務局の説明を求めます。

片山主査
議 長
片山主査

（挙手）

片山主査。

議第6号 標準農作業賃金等の策定について。令和8年度米沢市標準農作業賃金・機械利用料の策定のために委員会に付議いたします。

表の内容ですが、令和8年度を太枠で囲んでおりまして、この太枠から左側が、過去の米沢市の農作業賃金及び機械利用料の内容となっております。

続いて、太枠から右側の試算の部分ですが、こちらは先月12月23日に

開催されました置賜地方農業委員会連絡協議会の会議内容の結果を記載しております。作業内容及び金額等は記載のとおりです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

初めに、第1ブロックお願いします。

1 0 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

10番 遠藤委員。

1 0 番

10番 遠藤です。第1ブロックの協議結果をご報告いたします。今年度、米価が値上がりしたわけでありますが、その件も含め、あと小作料も含め、いろいろな社会情勢を踏まえた中での協議となりました。

では、第1ブロックの協議結果をご報告いたします。最初、一般作業から申し上げますと、置農委での協議しました参考価格をそのまま記載をすることになりました。あと、田植及び稲刈作業ですが8,600円、果樹の剪定が14,000円、一般作業が8,600円、収穫が8,600円。

続いて、トラクターの耕起であります。7,273円。これは税抜きで表示しております。代掻が8,000円、耕起(畑)が2回となって10,000円ということです。耕運機耕起は同じく10,000円。続いて水稻の育苗ですが、1箱1,045円、機械田植ですが8,182円、側条施肥田植が9,000円、バインダーですが8,500円、ハーベスターが10,500円、コンバインが20,000円、籾乾燥ですが、生乾で1俵1,727円、半乾で1,200円。籾摺の色彩選別ありということで、1俵1,600円、色彩選別なしが1,000円、色彩選別のみが1俵700円ということです。土壌改良資材散布が1,300円、堆肥散布が7,000円、これは2トンダンプに乗って1台で散布するという事です。畦畔が100メートルで3,000円、大豆・そば刈取脱穀が10,500円、麦刈取が12,600円、牧草ですが、刈取が1,900円、反転が680円、集草が880円、梱包が200円ということで協議をいたしました。

報告いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長

続いて、第2ブロックの古畑功一委員。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

1 3 番

古畑です。第2ブロックで協議した結果を報告します。

一般作業は置農委に倣っております。田植及び稲刈作業も置農委に倣っております。剪定13,500円、一般作業8,600円、収穫8,600円、置農委の単価に大体倣っております。

次、トラクターの耕起が6,700円、代掻7,900円、耕起(畑)が

9, 500円、耕運機の耕起が9, 000円、水稻育苗が1, 000円、機械田植8, 300円、側条施肥田植が8, 900円、バインダーが8, 700円、ハーベスター10, 700円、コンバイン19, 500円、籾乾燥の生乾が1, 800円、半乾1, 300円、色彩選別ありが1, 700円、色彩選別なしが1, 100円、色彩選別が800円、土壌改良資材散布が1, 200円、堆肥散布は6, 700円、畔塗3, 000円、大豆・そば刈取脱穀10, 700円、麦刈取が12, 800円、牧草の刈取2, 000円、反転780円、集草980円、梱包300円です。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

続いて、第3ブロック、佐藤利夫委員。

(佐藤利夫委員 挙手)

佐藤委員。

14番 佐藤です。それでは、第3ブロックのブロック協議会の協議結果をご報告します。

まず、遠藤委員もお話しされましたけれども、米価が上がったということで、それに伴って機械もかなり高騰しておるわけなので、その辺も考慮しながら単価を設定させていただきました。

まずは、田植及び稲刈作業につきましては置農委と同じです。

あと、果樹に関しましては、第3ブロック当地区におきましては、果樹を作っている方がいらっしゃらないので、第1・2ブロックにお任せということになりました。

トラクターの耕起につきましては、置農委と一緒に、7, 273円、代掻につきましても7, 909円ということで、置農委に右倣えです。

あと、耕起(畑)につきましては9, 500円、昨年より100円上げさせていただきました。耕運機による耕起ですけれども、9, 000円ということで、これも100円アップです。

あと、水稻育苗につきましては、1, 050円ということで、昨年より50円上げさせていただきました。土代のほうも上がっているということでございます、資材関係ですね。

あと、機械田植9, 300円、これも置農委に右倣えさせていただきました。側条施肥の田植も9, 900円。バインダー10, 500円、これも置農委に右倣えにさせていただきました。ハーベスターにつきましても12, 000円ということで、これも置農委と同等です。コンバインにつきましては20, 000円ということでございます。あと、籾乾燥につきましては、生乾につきましては1, 800円、半乾につきましては1, 300円。

あと、籾摺であります、色彩選別ありの場合は1, 700円、色彩選別なしの場合は1, 100円ということです。あと色彩選別だけの場合は80

0円ということですが。

あと、土壌改良資材の散布でございますが1,300円、あと堆肥散布が9,000円ということですが。あと畔塗が2,800円、昨年より100円アップさせていただきました。

あと、大豆・そば刈取脱穀が12,000円ということでございます。麦刈取は、当地区該当者がいないものですからお任せします。あと、牧草につきましては刈取2,000円、反転が700円、集草につきましては900円、梱包につきましては300円ということで協議させていただきました。

以上であります。

議長 以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休憩し、ただいまより開催の協議会にて、標準農作業賃金等の策定について、の協議をいたします。これより協議会へ移行いたします。

(協議会)

議長 それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

議長 先の協議会にて決定した内容について、事務局より報告を願います。

片山主査 (挙手)

議長 片山主査。

片山主査 協議会の結果をご報告いたします。

まず、標準農作業賃金を申し上げます。

一般作業は、置賜管内同一の8,600円となります。田植及び稲刈作業が8,600円、果樹につきましては、剪定が13,500円、一般作業が8,600円、収穫が8,600円となります。

続きまして、機械利用料につきまして申し上げます。

トラクターにつきましては、耕起が7,273円、代掻が7,900円、耕起(畑)が9,500円となります。耕運機耕起が9,000円、水稻育苗が1,050円、水稻育苗の備考欄の予備苗については、前年同様の550円、機械田植が9,000円、側条施肥田植が9,500円、バインダーが10,000円、ハーベスターが12,000円、コンバインが20,000円となります。

籾乾燥につきましては、生乾が1,800円、半乾(調整)が1,300円。籾摺につきましては、色彩選別ありが1,700円、色彩選別なしが1,100円となります。色彩選別が800円、土壌改良資材散布が1,300円、堆肥散布が9,000円、畔塗が3,000円、大豆・そば刈取脱穀が11,000円、麦刈取が12,800円となります。牧草につきましては、刈取が2,000円、反転が700円、集草が900円、梱包が300円と

なります。

私からは以上になります。

議 長 それでは、議第6号 標準農作業賃金等の策定について、ただいまの事務局報告のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第6号 標準農作業賃金等の策定について、は事務局報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議第7号 農地賃借料情報について、を議題といたします。

なお、本件についても先の議第6号と同様に議事を進めることに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議事を進めます。

議第7号について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第7号 農地賃借料情報について。農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるように、賃借料の情報提供を行うため委員会に付議いたします。資料のほうをご覧ください。

まず、農地区分のA地域ですが、平均額が12,800円、最高額が22,000円、最低額が5,800円、データ数が269筆です。

続きまして、B地域ですが、平均額が10,800円、最高額が14,000円、最低額が10,000円、データ数が80筆です。

C地域につきましては、データ数が5件以下ですので公表いたしません。

D地域につきましては、契約実績なしとなっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 第1ブロックの遠藤委員。

10番 10番 遠藤です。

議第6号 農地賃借料情報について、ですが、第1ブロックとしては、この参考資料A地区、B地区を鑑みて、これに同様というか、ここに提案されている、これでいいということでありましたので、報告いたします。

13番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 続いて、第2ブロックの古畑委員。

13番 第2ブロックも、第1ブロックと同じ、これでいいということになりました。

- 1 4 番 (佐藤利夫委員 挙手)
議 長 第3ブロックの佐藤利夫委員。
- 1 4 番 第3ブロックも去年1年間で取引されたデータに基づいた上での数字でございまして、何も問題ないと。同じで結構でございます。
以上です。
- 議 長 以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休憩し、ただいまより開催の協議会にて、農地賃借料情報についての協議をいたします。
それでは、協議会に移らせていただきます。
(協議会)
- 議 長 それでは、協議会を閉じて、ただいまから定例総会を再開いたします。
(総会)
- 議 長 議第7号 農地賃借料情報について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第7号 農地賃借料情報について、は議案書のとおり決定することといたします。
以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。
続いて、その他に移りますが、皆様方から何かご意見はございませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第30回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。
- 閉 会 午前11時08分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年1月15日（木）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

鈴木 和義

議事録署名委員

樋渡 由美